

令和6・7年度物品の買入れ等競争入札参加資格審査申請書提出要領（追加受付）

- 1 提出先 富士市役所 財政部 契約検査課
（送付先） 〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地 電話(0545)55-2727(直通)
※受付は財政部契約検査課以外では行いません。
- 2 受付期間 随時
- 3 申請資格 競争入札に参加しようとする年度開始日の属する年の1月1日現在において、引き続き2年以上営業をおこなっていること。
- 4 提出方法 別紙提出書類一覧の書類を番号順に重ね、封筒に入れて**郵送で提出**すること。
（ひもとじ、ファイル及びステープラー留めの必要はありません。）
- 5 有効期間 資格決定の翌月から令和8年3月31日
（毎月20日までの受付分が、翌月からの登録となります。）
- 6 提出書類 別紙提出書類一覧及びチェックリスト参照
※提出書類を確認し申請者確認欄に○印を記入してください。
- 7 準市内業者として入札参加資格審査申請を行う要件
富士市内の営業所、支店等（以下「営業所等」という。）を申請する場合、以下の要件のすべてを満たすこと。
※建物の全景、出入口部分（事業所名を確認できる標識、看板、表示等の写っているもの）、事務所の内部（机・椅子、パソコン等の什器が写っているもの）等の写真（画像データのカラー印刷可）、直近の電気・上下水道・ガス料金のいずれかの請求書を添付

(1)	営業所等が常時業務活動を行っており、契約の見積り、入札、契約締結等、市との契約の締結を完結できること。
(2)	営業所等が事務所としての形態を整えていること。
ア	事務所の所在を明らかにした看板、表札等が表示されていること。
イ	独立した事務所としての形態を整えていること。専用事務所以外の建物（併用住宅、テナントビル等）の場合は、自社事務所部分と他の部分とが明確に区分され、自社事務所部分に専用の出入口を有していること。
ウ	専用の事務用什器（机、椅子等）及び事務用機器（パソコン、電話・ファクシミリ等の通信機器、複写機等）が備えられていること。
(3)	営業所等に業務活動を行い得る人的配置がなされていること。配置職員が市外の本社等又は営業所等と兼務となっている場合及び配置職員の不在が頻繁である場合は認めない。
ア	責任者が常駐していること。
イ	常駐職員が2人以上配置されていること。
(4)	常時連絡が取れる体制となっていること。

- 8 その他
 - (1)この申請は、富士市で発注する全ての物品の買入れ等に通用します。
受付は、財政部契約検査課以外では行いません。
 - (2)申請書提出後の注意事項
所在地、名称、使用印鑑、電話番号等の変更があった場合は、速やかに変更届等を提出してください。
変更年月日は未来日ではなく、変更があったから提出してください。
 - (3)物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿は富士市ウェブサイトで公開します。
 - (4)申請に必要な様式（富士市独自様式）は、富士市ウェブサイトからダウンロードしてください。ダウンロードできないときは、契約検査課窓口で配布します。
【ウェブサイト掲載場所】
富士市トップページ＞くらしと市政＞産業・事業者＞入札参加登録